

第3次藤枝市環境基本計画後期計画策定業務委託業者選定に係るプロポーザル方式実施要領

本要領は、第3次藤枝市環境基本計画後期計画策定業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

第3次藤枝市環境基本計画後期計画策定業務

(2) 業務の目的

藤枝市環境基本条例第8条の規定に基づき、市民・事業者・行政が協働しながら今ある素晴らしい藤枝の環境を将来に引き継いでいくために、今後5年間の本市の環境像とその実現に向けた取組の方向性を示す藤枝市環境基本計画を策定し、基本理念、目指す目標、基本目標、方針、取組の方向及び令和12年度までの環境指標の数値目標を定め、現在、その達成に向けて取り組んでいる。

計画策定以降の社会情勢、住民意識などの変化、技術の進展などにより、時代に合った環境行政が求められていることから、これまでの取組の検証・見直しを行い、令和12年度に向けた取組及び環境指標の数値目標を定めた藤枝市環境基本計画後期計画を策定する。

また、地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律で努力義務とされている地球温暖化防止地方公共団体実行計画（区域施策編）もこれまでの取組の検証・見直しを行い、藤枝市環境基本計画後期計画とともに、一体して推進する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約日～令和8年3月31日

2 見積限度額

委託事業費の上限は6,400,000円（総額）とする。

ただし、総額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

※上記金額は、事業提案の際の上限額として理解されたい。

3 選考実施形式

公募型企画提案競技（プロポーザル方式）による。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、地方公共団体における基本計画等の策定業務に高い知見を有する者で、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

①平成31年4月1日から令和6年3月31日までに、地方公共団体の環境基本計画又はこれに類似する計画等の策定業務を1件以上受託し、完了した実績を有する者。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でない

こと。

- ③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ④藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ⑤藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）の規定に基づく入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領（平成6年施行）による指名排除を受けていないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- ⑦会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- ⑧破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- ⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑩地方税及び国税に滞納がない者。

5 スケジュール

	内 容	期 日
1	公告	令和6年4月26日（金）
2	質問の受付〆切	令和6年5月10日（金）
3	質問に対する回答期限	令和6年5月15日（水）
4	参加表明書提出〆切	令和6年5月17日（金）
5	第一段階審査結果の通知	令和6年5月21日（火）
6	企画提案書の提出〆切（第一段階審査通過者）	令和6年6月4日（火）
7	第二段階審査（プレゼンテーション）	令和6年6月7日（金）
8	審査結果の通知	令和6年6月10日（月）
9	委託料見積合せ（委託契約候補者）	令和6年6月14日（金）
10	委託契約日（予定）	令和6年6月17日（月）

※プレゼンテーションに関することは、第一段階審査通過者のみに別途通知する。また、質疑回答については、FAXで行うこととする。

6 候補事業者決定方法

- (1) 当該委託契約候補者の選定にあたっては、二段階審査方式で行う。
- (2) 第一段階審査は、実施要領第11(1)で定める審査基準に基づき、企画提案書（第二段階審査）の提出を求める事業者を選定するものとし、本プレゼンテーションに参加表明をした者から提

出された書類によって、第3次藤枝市環境基本計画後期計画策定業務委託業者選定審査委員会が書類審査を行う。

- (3) 第二段階審査は、第一段階審査において選定された者によるプレゼンテーションを実施したのち、実施要領11(2)で定める審査基準に基づき、審査委員会委員が採点をし、獲得した点数が最も高い提案者を委託契約候補者として決定する。その後、詳細仕様の協議及び見積合せを経て、契約を締結する。

なお、第一段階審査の有無に関わらず、第二段階審査に第一段階審査の評価は引き継がないものとする。

7 提出書類及び提出部数

(1) 第一段階審査の提出書類

①参加表明書	第1号様式
②会社等概要書	第2号様式
③環境基本計画等策定業務実績調書	第3号様式
④宣誓書	第4号様式
⑤質問書(必要に応じて)	第5号様式
⑥地方公共団体に納品した計画書又は概要版	任意

(2) 第二段階審査の提出書類(第一段階審査通過者のみ)

①企画提案書	第6号様式
②業務の実施体制調書	第7号様式
③見積書	第8号様式
④その他参考資料	任意

- (3) 提出書類の作成にあたっては、誤字・脱字等に留意すること。

- (4) 提出部数は、第一段階審査においては、正本1部とする。

第二段階審査においては、所定の応募書類を正1部、副7部とする。

- (5) 提出方法は、質問書を除き、下記の提出先まで持参又は郵送のどちらでも可。

なお、郵送の場合は、配達記録等とし、期限日時までに必着のこと。

〒426-0026 藤枝市岡出山2丁目15-25

藤枝市環境水道部環境政策課(担当:田中、勝瀬)

(電話) 054-643-3183

(ファクス) 054-631-9083

- (6) 質疑は、令和6年5月10日午後5時まで受け付け、書面で提出するものとし、回答は、令和6年5月15日までに、参加表明するすべての者に対して、質疑回答表を提供する。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項として取り扱う。

- (7) 受付後の応募書類の追加、修正等は認めない。

- (8) 企画提案書については、次のアからオまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

表紙及び目次等はページに含まないこととする。また、両面可とし、文字・図等のフォント、サイズ及びカラーは、自由。

ア 企画提案書（第6号様式）※表紙として使用すること

イ 提案書（様式自由）

ウ 業務工程（スケジュール）表（様式自由）

※令和6年度と令和7年度の2か年分を作成すること。

エ 業務の実施体制調書（第7号様式）

オ 見積書（第8号様式）の内訳（様式自由）

※令和6年度と令和7年度の2か年分を作成すること。

8 提案書の失格要件

提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に示す手続きを遵守しない場合
- (3) 上記のほか、指示した条件に違反した場合

9 提案書等の取扱い

- (1) 受付された提案書等は返却しない。
- (2) 応募に関して必要となるすべての費用は、応募する企業・団体等の負担とする。

10 提案書等の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

11 審査基準

(1) 第一段階審査における審査基準（書類審査）

審査項目	審査する内容	配点（20点満点）
資格確認	参加資格要件	5点
業務実績	同種、類似業務の実績等	15点

(2) 第二段階審査における審査基準（①②は書類審査）

審査項目	評価の視点	評価の指標	配点 (100点満点)
①実施体制	業務遂行知性の妥当性	企業の技術者数、担当者の	10点

業務遂行力		配置・構成 等	
②業務実績	業務遂行に必要な知識・経験	同種、類似業務の実績等	10点
③業務の実施手続	工程等の妥当性	業務フロー又は工程表等の的確性	15点
④提案事業の取組方針	業務の理解度	目的、条件、提案内容の理解度	15点
⑤現況・課題への理解度	藤枝市特有の課題の理解度	藤枝市の現況、市特有の課題把握の的確性	15点
⑥提案の的確性・実現性	提案内容と各種条件との整合性	提案内容の業務要求水準の充実度・実現性	15点
⑦経費積算	業務コストの妥当性	金額と業務内容の妥当性等	10点
⑧取組意欲	担当者の取組意欲・プレゼン体制の充実	取組意欲、説明能力、質疑応答能力 等	10点

12 参加資格審査（第一段階審査）

（1）選定方法

参加資格、業務実績等を総合的に評価し、審査委員会事務局が企画提案書（第二段階審査）を求める事業者を選定する。

13 委託契約候補者の決定（第二段階審査）

（1）選定方法

企画提案の内容や実施体制等を総合的に評価し、審査委員会の各委員の評価点の合計点により順位をつけ、最も評価点の高い提案事業者（以下「最高得点者」という。）を審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。

なお、最高得点者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により候補事業者を決定する。

（2）委託業務の品質確保を図るため、提案内容に対する評価点の合計が、上限の60%に満たない場合は、審査委員会の合議の上、候補事業者として選定することができる。

14 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査を受けた事業者全員に対して通知する。

第一段階審査においては、参加資格審査結果通知書（第9号様式）を送付する。

第二段階審査においては、プロポーザル方式審査結果通知書（第10号様式）を送付するとともに、本市ホームページに掲載する。

公表する内容は、以下のとおりとする。

（1）最高得点者の名称

（2）全参加事業者の名称

- (3) 審査項目及び配点表
- (4) 全参加事業者の評価点

15 契約の締結

市は、委託契約候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は、当該事業者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査した上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、契約にあたっては、企画提案内容（見積書を含む）をもって契約するとは限らない。

また、委託契約候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は本要領第4に掲げる条件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

16 契約条件

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除

17 その他留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 企画提案は、1者につき1案とする。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、藤枝市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (4) 企画提案書等受付後において、記載された内容の変更を認めない。
- (5) 委託契約候補者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を提出すること。

問い合わせ先

藤枝市 環境水道部 環境政策課

〒426-0026 藤枝市岡出山2-15-25

電話：054-643-3183 F A X：054-631-9083

（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

メール：kankyoseisaku@city.fujieda.lg.jp